

短期入所生活援助（ショートステイ）について

保護者の方が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等にご利用いただけます。



1. 委託先、利用期間、料金等

委 託 先	児童養護施設 愛童園 所在地：香南市夜須町西山1319番地1		
	児童養護施設 博愛園 所在地：香美市土佐山田町神通寺375番地1		
	社会福祉法人みその児童福祉会 高知聖園ベビーホーム 所在地：高知市本町1丁目7-30		
利用期間	7日以内(原則)		
料 金 (日額)		2歳未満児	2歳以上児
	生活保護世帯	0円	0円
	市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
	市民税非課税のひとり親世帯	0円	0円
	市民税課税世帯	5,350円	2,750円
	市民税課税のひとり親世帯	1,100円	1,000円
対 象 者	次に掲げる事由に該当する家庭の児童または母子等 ①児童の保護者の疾病 ②児童の保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等の身体上または精神上の事由 ③児童の保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由 ④児童の保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 ※ただし、買い物や私的旅行等の理由によるものは対象となりません		

2. 利用申し込みについて

利用を希望する保護者は「子育て短期支援事業利用申請書(様式第1号)」を香南市福祉事務所へ提出してください。

3. 利用の制限

入院をさせるべき児童や、特別な介護・看護を要する児童はお預かりできません。

4. その他

- ①申請者及び利用者（児童を含む）の個人番号の記入が必要です。個人番号カード又は個人番号通知カードと身元確認書類（運転免許証等）の確認が必要となります。
- ②利用料金決定のため住民税課税状況等の調査について同意を頂きます。
- ③委託先の受入状況により、ご利用頂けない場合もありますのでご了承下さい。

問い合わせ 香南市福祉事務所 TEL0887-57-8509